

# 太宰管内志

筑前之六

早良郡下

一七五三番

和書門	二九六〇一號	二〇二函	八二册
類	架	冊	冊

和書	二九六〇一號	二〇二函	八二册
類	架	冊	冊

内閣文庫	
番號	和 29601
冊數	82 ( 34 )
函號	176 44



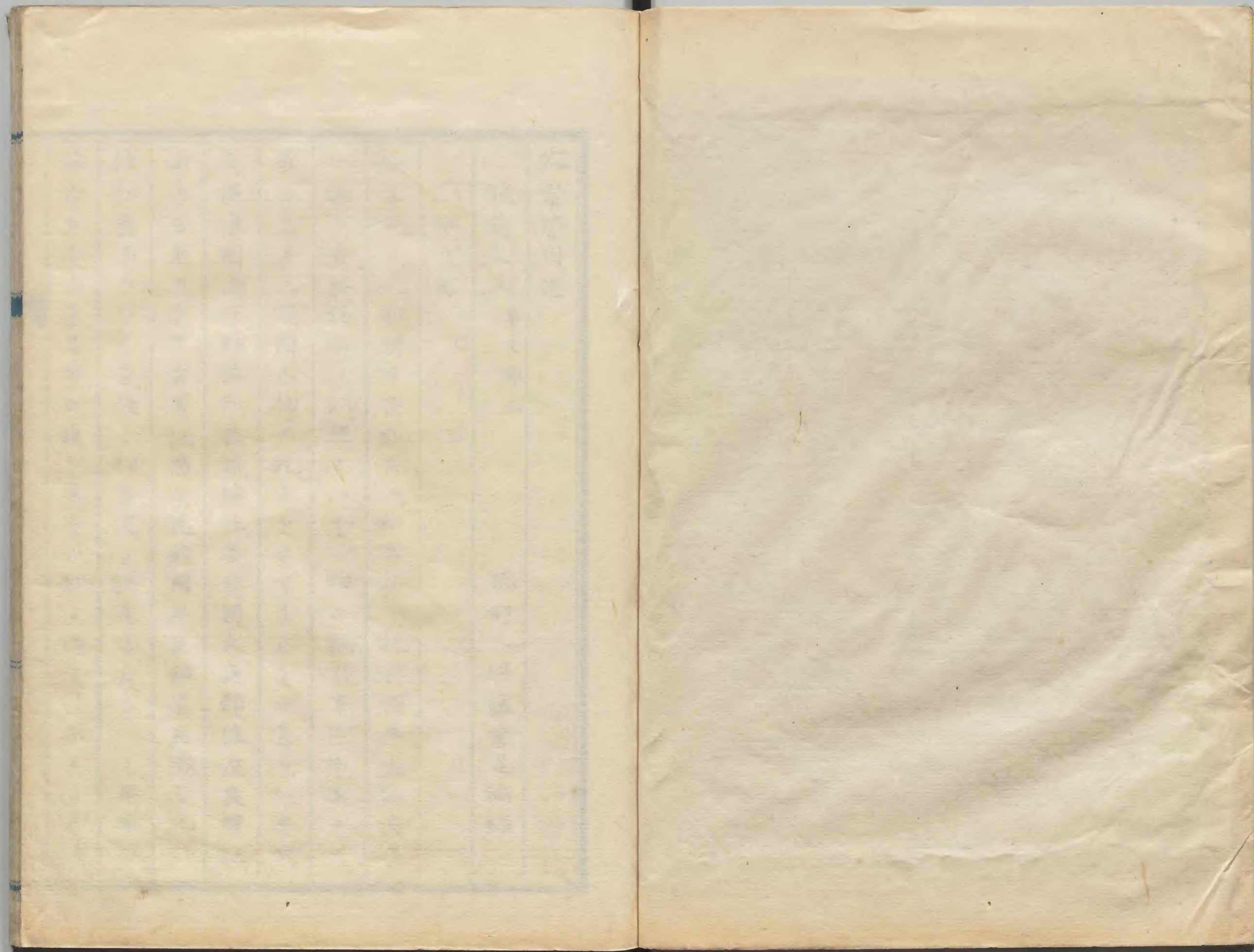
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM Kodak





太宰管内志

明治十七年獻本

筑前之五

早良郡上

筑前人伊藤常足編録

○早良郡

延喜式云筑前國早良郡あり。和名抄云筑前國早良佐波良とあり。名義詳あり。強ていふ物乾く事由あり。負せたる。我國人物の乾くをさるぐと云あり。延喜式云撰津國島下郡佐和良議神社。美作國大庭郡佐波良神社。あともあり。さて古事記傳云筑前國早良郡早良郷も。元ハ佐和良ありけむを。後云和を波と誤せむなるべし。早字ハ佐字の音あまむ。字の韻を通音の和と通と取りあり。

を元より波あむむハ入声の布の韻の字を用ふる例  
あり是らハ凡ての地名例をよく解て知ハきありとあり  
さて古事記中巻ハ平群都久宿祢者平群臣佐和良臣馬御  
檳連等祖也姓氏録 卷ハ河内國皇別額田首早良臣同祖  
平群木免宿祢之後也。不尋父氏負姓額田首。香椎宮神官系  
曰ハ武内宿祢  
命娶壹岐直祖真根子女豊子姫生平群紀都久宿祢都久宿  
祢娶中臣阿麻毘舍連女生紀馬御檳連馬御檳連十三世紀  
氏連宿祢云云とありさて武内宿祢の末裔多く此國に住  
ると聞へて和名抄ハ志摩郡川邊早良郡額田早良平群ハ  
どあり是いつとも彼宿祢の子孫のまめりし處と聞之  
とまハ武内宿祢の子孫と稱もとの香椎社宇美社の神  
官等ハありさて東鑑ハ佐原氏の人往々見ハあり是も  
あハの早良よりや出つらむあ不重てもかむりハべハ  
るを早良と云名ハ郷名を本マて後ハ郡名ともあれハ  
るハ次ハ云御馬檳連とあるハ御馬詞の意なるハハ雄

畧天皇記二十三年四月件ハ筑紫安致臣馬飼臣等云云と  
ありされとも馬飼と云地名ハ此國ハ聞ハず鳥飼と云  
ハ此郡ハあり又嘉廣郡ハ馬見と云郷名ハ見ハたきとも  
の遠きありちモちなともハ今志廣郡ハ櫻井村とてあ  
るも彼宿祢の子孫の子孫とあり櫻井朝臣の住めりハ處  
ハてともあむむ。さて此佐和良臣と彼宿祢此國ハ居給ハ  
りハ時ハ出来多る子あるハ久ハハ此國ハ住給ハりハ  
事ハ日本紀ハ見へて生神社の件ハひきいてあるハこと  
帝王秘記ハ延喜十六年八月廿二日太宰府言上筑前國  
早良郡郡司今月八日解云郡司三宅春則宅今月三日未刻  
北牛生犢頭分胸腹合體前足有四後脚有兩圖其形體言上  
者令卜筮云云朝野群載ハ七卷寛仁三年三月ハ伊國賊襲  
来件ハ十一日未明同國早良郡至志廣郡船越津元亨秋書  
十一卷ハ秋餘慶筑州早良人也。天台座主記ハ序ハ十大僧  
都餘慶治山三ヶ月筑前國

早良郡人智證門徒師主明仙律師隨行譽律師受遊一山谷  
法灌頂永祚元年云云とあり油山の僧なる。遊一山谷  
遙聞鐘声尋至其所禪房幽邃一比丘讀法華歲三十許慶相  
半庭隅比丘停經揖慶上堂晤話慶問曰年幾乎對曰一百餘  
慶勸其終比丘乃誦至安樂行品諸天諸童子以為給使之勺  
二童忽降一人持供一人把蓋比丘分供為二一分自喫一分  
与慶慶嘗之其味甚美非人間有也已而告辭比丘曰此地常  
人不至今日疑語為幸甚慶曰失路多幸到於聖境欲傳此事  
以何為驗經傍九曲願見須焉比丘有怪色忽十童兒出護几  
慶元端不動尊持念須臾忽大聖明王現形奪之十童拒之其  
儿中分為二一半在比丘處一半至慶前慶携而歸云云師說

又早良郡南山日所々僧坊の址あり石釜村の上ニ通天瀧  
とてあり其西の谷を昔より土俗坊主谷と云谷中ニ大岩  
左ニ聳て其中ニ小流激湍あり左右の大岩ニ十六羅漢を  
彫る其中ある石面ニ南無阿羅漢の字を彫たり此地昔年  
より草木扶蘇荆棘道を閉て通ふ人あり村人の魔所あり  
とて行む寛政年中野火此谷ニ入り荆棘悉く焼あり此時  
初て彼羅漢ある事を知り予も行て見多るよいかも  
昔の物々見ゆ元亨釈書ニ一山谷とあるハ此處なる人の  
と或人云リ此山谷ハ何たるも知れけさ脊振山  
内ニそやと思ふ事どもあり脊振山件又  
云事ども一代要記又文永十一年十月十三日異国軍兵  
考合す

云云同十九日亥刻攻来筑前国早良郡同二十日始合戰。宰  
府軍等皆北畢爰同亥刻許兵船二艘出来合戰晴天非凡慮  
之所及測知是神明之化儀也。即異國兵退散彼兵船一艘留  
之所乘之人數六十人許云云。蚩蠅抄島津文書。蒙古合戰勲功  
賞筑前国早良郡七隈郷地頭職事一人。薩广國武光三郎師  
兼田地三町當郷内屋敷二箇所比伊郷上乙五九名内三名  
水庄井上名内畠地六段七隈郷内長淵庄内右就孔子配分  
如此有限佛神事本年年貢守先例不可有懈怠之状如此。正  
應元年十月三日沙弥在判。棟谷系圖云畠山九郎義重康永  
三年与父同下九国父討死之後  
無力居筑後其後鎮西要略三卷云文和二年三月三日探題  
行筑前早良郡。

兄弟發向筑前十一日到博多將築飯盛城其間肥前東方官  
軍侵探題之封内直氏踰山如肥前云云。菊池小二覬探題之  
留主襲飯盛山城將陷之時城守告急於綾部城探題工部發  
向筑前陣日奈多山也。菊池相對陣十一月官軍擊被日奈多  
山陣探題退于肥小城云云。九月十九日先是筑前之官軍大  
起而將攻探題城。姪濱城飯盛城告急探題工部云云。筑前軍記略云。  
康安元年七月六日征西將軍官与新田一族二千余騎菊池  
肥後守武光三千餘騎打出博多於杵椎取陣給因之大友刑  
部大輔七千余騎太宰少貳五十余騎宗像大官司八百余騎  
紀井常陸前司三百餘騎都合二万五千余騎成一手向大手。

上松浦下松浦兩陣勢三千余騎打登早良郡飯盛山迴敵後  
官方者為小勢之上於平場取陳雖然菊池元來為猛將之間  
不屑大敵兩陣之間纔隔廿町空經兩月爰菊池家子城越前  
守以山伏禪僧等為間謀入城中城兵与寄于内通之輩有之  
由令申之因之城兵互生疑云云八月六日曉城越前守以千  
余騎押寄飯盛山松浦大崩敗走云云古文書云為筑前國安  
樂平城衆可被在城候然者山門庄當城料所内拾町山崎太  
郎左衛  
分門尉事為城料所令知行之可有在城之由依仰執達如件寬  
正六年十二月十九日飯田幸松九殿右京亮書判加賀守書  
判袖判下飯田新藏人重頼可早領知筑前國早良郡野介庄

十町地父將監  
貞家跡事右人所宛行也者早安樂平令在城可令領  
知之狀如件文明十年十一月廿七日天文廿二年大友家幕下  
小田部民部太輔鎮道入道紹叱為早良郡荒平山城主切從  
郡中至天正七年秋肥前國龍造寺隆信三男江上下總守家  
種以執行越前守為士大將相副神代對馬同彈正筑前國住  
入原田彈正入道同曲淵河内守等其勢都合五千餘人於早  
良郡背振山麓令取陳且令燒拂小田部城下云云越前守於  
池田村搆向城池田山伏大教坊初屬小田部之處聊有恨之  
間今度屬肥前方其勢有百余人依之越前守以大教坊令守  
池田城而自在陳于内野山又命原田氏令守飯盛岳又遣諸

卒押取小田部所領為兵糧攻小田部箆城堅固已及三〇然  
所城中糧盡箆城難儀之間城將紹叱切腹而可助城中之諸  
卒之處那珂郡鷲嶽城主大鶴宗雲聞之遣使於立花道雪告  
荒平難儀道雪聞之九月十日夜為助勢可遣十時某之旨約  
之宗雲以其趣告小田部云云宗雲又以舍弟宗逸助小田部  
紹叱有二子嫡子九郎十九歲二男源次郎十一歲也命源次  
郎令守城其外不殘出城箆空屋敷待夜明天正七年九月十  
一日初天遂与大教坊及合戰則討取大教坊兄弟及龜井新  
七管田彈正追拂殘兵尚取卷池田城放火近邊又以大教坊  
首贈宗雲宗雲云云勸大鶴宗逸小田部九郎急令攻池田城

紹叱為老武者之上戰已勞雖然不得息又出陳此時於内野  
山越前守見池田放火遣多勢遂取卷小田部勢紹叱父子討  
死士卒亦過半被討云云内野勢亦引退爰立花道雪加勢人  
數六百人許至于椿瀨川岸聞小田部戰死之趣遂引退越前  
守云討取小田部之上者城中女童可助之則令開大手口然  
處道雪宗雲兩將以兵糧箆于當城之由有風聞因之越前守  
於大手門前取陳命原田草野等令在陳于屋竹山上命小賀  
桂情入道令在陳于脇山口峰又命神代令固入部口因茲城  
中男女又成箆鳥思于時小田部妻并其子源次良以女為使  
乞降云云小田部在此城廿七年而亡

戶次軍談三卷又天正  
筑前處々軍并小田部



大鶴戦 死之事 などもあり。次々郡大様ハ和名抄九卷。早良郡。毗伊。

能解計万額田多奴加早良良佐波平群倍久利田部倍多天正年中筑前

國田畠高指出帳。早良郡田數千九百四拾四町七畝貳拾

八歩。分米貳万四千七百八拾八石壹升三合。畠數三百四拾

六町八段五畝五歩。分大豆貳千百六拾壹石五斗壹升六合。

合田畠數貳千貳百九拾町九段三畝三歩。并米大豆貳万六

千九百四拾九石五斗三升三合。元祿年中田畠帳。早良郡

高三万八千六百九十八石二斗六升九合。寛知集。早良郡

四十七村。なごあり。ある書。早良郡福岡城。西に在る近所。

福岡地も西方三分一ハ早良郡に屬せり。此郡北に海有る。

三方に高山あり。廣平地。村里多く。水田多し。中々早良川

流る。故に山林河海備はりて薪材等之のり。魚塩多し。河

水多り。きりも滞なくして水旱患稀なり。されども平田ハ

肥饒なり。以て種植豊なり。バある書ハ早良郡金武境内

山に岩多く白石あり。蠣殻多くつけり。又重留村ハ昌法山

正覚寺と云寺の址あり。今ハ田となす。其廣さ一町許あり。

法華寺あり。一と云。小田部氏の寺にて其墓所不残あり。

此寺院の址に鐘を埋めあり。長政公家臣吉田壹岐此

郡司あり。一時堀出しける。能鐘なれをとして福岡城に置給

へり。一が後。又聖福寺に給りて今もあり。又荒平城も重

留村に屬せり。同村より此城の麓まで十町許あり。大手口

あり。本丸ハ高山なり。其廣一段許。二九ハ西方低き山にあり。

荒平城趾と東山との間ハ谷あり。大谷と云。其下を城原と云。

入部重留此五村荒平山下あり。志あるれとも城址のあり  
山ハ石の荒平山ハあり。下ハ続きて別峯あり。又塔原  
と云處の道端ハ首塚とて大塚あり。荒平城と肥前勢と戦  
ひ一時首千級を埋め墓なりと云。又曲淵古城ハ曲淵村  
の南ハあり。元龜天正比郡士曲淵河内守氏助其子信助在  
城セリ。高祖の原田氏ハ属ハ城上五畝許あり。麓ハ居宅跡  
あり。中門表門大門跡ハ石垣尚残シ。河内守ハ石竈曲淵  
西村金武四ヶ村田村次郎九野芬七隈荒江楚原ハ打を領  
セリと云。河内守後ハ浪人と成て長政公此國を領ハ給  
て後ハ死セリ。又曲淵村ハ河内守ハ家入三郎右衛門と云  
者農人と成。他村を兼て田畠百六十町を作。家の奴婢三  
百余人。牛馬九十六疋を貯へ多。寛永十六年ハ死。又曲  
淵村ハ医王山長福寺と云。廢寺址あり。曲淵氏代々の寺ハ  
一ハ墓所あり。又石竈村内ハ火。乱。瀑布とてめつら。き。凝  
あり。高六間許なり。里人云昔火乱と云山伏。劔術の上手ハ  
て。魔法を行ハ。此。凝。打。修。行。セ。故。名。付。く。と。な  
人。荒。平。城。下。大。ある。谷。あり。夜。又。御。前。谷。と。云。此。夜。又。御。前  
と。云。ハ。荒。平。小。田。部。氏。が。妾。あり。夜。又。御。前。谷。と。云。此。夜。又。御。前  
見。る。人。驚。恐。ま。て。病。と。成。或。ハ。死。る。者。有。一。と。云。大。蛇。あり。因。て。殺  
見。る。人。驚。恐。ま。て。病。と。成。或。ハ。死。る。者。有。一。と。云。大。蛇。あり。因。て。殺

御前の化もる所ありと云。近年ハ大蛇を見る人ありと云。  
又取山村内池田と云。枝村ありて。そこハ大日堂あり。大日  
像ハ古佛あり。大教坊と云山伏の住。宅跡ハ大日堂の側  
ハあり。泉石植木など猶残シ。又内野村枝村ハ仙道と云  
村あり。荒平山麓高地ハ在て風景勝多。ある處なり。寛文九  
年西山宗因此國ハ来リ。時。此。處。あ。て。連。哥。真。行。数。回。及  
べり。宗。因。発。句。雪。ま。こ。奥。山。つ。の。真。紫。ら。宗。因。又。仙。道  
記。を。作。り。云。云。又。光。壽。山。法。雲。和。尚。未。遊。一。て。仙。道。觀。記。を  
撰。べ。り。又。曰。ハ。雲。御。抄。藻。塩。等。ハ。草。香。江。筑。前。ハ。在。と。ハ。俗。説  
ハ。鳥。飼。村。の。東。入。口。を。い。ハ。一。説。ハ。荒。戸。の。下。東。南。の。湖。の。入  
リ。處。を。云。と。云。マ。昔。ハ。此。山。の。南。入。海。あり。此。二。説。ハ。證。書。ハ  
な。け。し。と。も。云。傳。ふ。を。以。て。爰。ハ。記。ハ。又。藻。塩。草。大。名。寄。ハ  
十。賀。浦。筑。前。ハ。あり。と。ハ。俗。説。ハ。福。岡。城。西。鳥。飼。村。の。東。南。の  
間。と。十。賀。浦。と。云。此。處。入。海。なり。一。を。長。政。公。城。を。つ。き。要。害  
の。為。マ。水。塘。と。給。ハ。一。ハ。後。ハ。海。水。入。ら。ハ。或。人。云。志。賀  
島。を。昔。ハ。近。の。島。と。云。一。由。古。記。ハ。見。ハ。多。き。志。賀。の。浦。を  
千。賀。の。浦。と。云。べき。か。と。云。マ。八。雲。抄。ハ。千。賀。の。浦。肥。前。ハ  
あり。と。ハ。三。代。實。録。ハ。肥。前。松。浦。郡。ハ。值。嘉。郷。值。嘉。島。あり。由  
云。マ。其。辺。の。浦。を。も。千。賀。の。浦。と。云。る。あ。や。変。定。一。か。一。と  
云。き。一。あり。右。の。二。の。名。處。の。事。ハ。太。宰。管。内。志。別。記。ハ。委。一

くつふべし。貝原翁云。早良川を室見川と云。昔小田部村の  
辺に室見大明神社有。故小田部より下の川名とせり。室  
見神社今  
ハミシ

○背布利神社

三代實錄十八卷又。貞觀十二年五月廿九日。詔授筑前國正  
六位上背布利神從五位下也。あり。背布利ハ。勢不理と訓ハ  
一。名義ハ。玉林苑又。筑前背振山ありて。飛龍脊を振一カバ  
龍樹権現跡を志め給ふ。德善大王弁財天乙護法の靈場誠  
又神秀の地あるの如くあり。又。里民のいりつゝハ。又  
賜ふ時のり給ハる馬の脊をふりし。さて朝野群載一卷  
と。ころなきを脊振山と云といへり。書家山上人傳花山法皇御製又。沙弥性空者東京人也云云。數年後

去霧島更住筑前背振山三十九得諳誦法華經山中無人清  
爽之時十餘歲見童子在同座共誦此經文有老僧形體非凡  
以一紙之書授上人上人以左手握之老僧耳語云福報遍照  
法華光藏正等覺上人異之後到播磨云云元亨釈書十一卷  
釈性空傳又。年三十六出家尋人跡不至鳥音不聞之深山乃往日  
州霧島結廬而居云云居四歲移住筑前州背振山一日誦法  
華兒童數人年可十五六來左右同誦容兒奇麗音韻清雅云  
云神童二人一曰乙一曰若侍左右凡有使令先意能弁乙童  
擊同役而斃空呵馳去童雖悲泣悔訴遂不許同五卷釈皇小  
慶夏於背振山有延殷者顯密之英也事慶為師慶与殷修法

慶誦驚祭地神偈。印手按地。大震。顧誠殷曰。慎勿語人。慶病頻。那夜迎天現形。手捧盃而曰。師疾篤。非酒難治。每朝願受一盞。不可局禁也。吾為護神。不暫離天帝。令我獻盃耳。其器大可半升。一日於池上。奄禮舍利。舍利放光。盈室。詣四天王寺。禮舍利。本是三粒。分為八粒。薄暮童子來。身體偉壯。慶怪而問。汝何人。對曰。多時侍書寫。空上人會。役偷上人。上供我。而不耐。忿以拳加頭。其人即死。上人愍厲。驅我去。故投師焉。慶與飲食。童拱曰。願加印咒。易受耳。慶使童數百里外。不半時復命。或令滌衣。憑虛暴謔之。不用桁杵。靈異甚多。一時諸伎列坐。戲謔。以拳打輔車。逐次相投。巡至童。童辭曰。恐及大故。諸列強之。童纒下拳。吐

血殆殂。慶聞擯。公童泣曰。背振山地動。堅牢善女。天出現之時也。我親見之。故感德來也。今遭摩斥。悲哉。豐鐘善鳴錄五卷。小。釈智行云云。有朝届千栗川。值津水。偶見背振山僧立。驗欲角。法力。挿水招舟。忽裂作二片。行即持印咒。拈其合如故。遂濟河而去。此山の佛ざりなれり事ハ元明天皇の時此山の僧堪譽と云人朝廷の祈禱をせし事冥曲抄小見ハあり是初あり。又傳教弘法慈覺智證等入唐の時も皆此山より入て。祈願せし事冥曲抄小見ハあり。筑後国大善寺義久元年。九月。舊記小。背振山乘臺房永秀料田一町云云。背振山大教房安幸料田一丁云云。背振山心融房阿闍梨教并料田一丁云云。背振山巧惠房万惠料田一丁。西牟田云云。背振山。房專曉料田一丁。さて此山の神童の事ハ。今より八十年ばかり昔。此山の麓の樵夫。此山小い。ある。年十五六ばかり。小いていと。清げある童子。あひあり。其樵夫ハ家小かりて。やあて身まかり。といふ。又今より六七十年をかりむ。りて。あも此あ。まの樵夫。此神童あひあり。こ

たひもなくあふんとあふりりるが、もとなくよきかへり  
ていまはなううへありといふ。な不この不ありもか  
よてあやしき童子のまよひをりもるをみある人あり  
といふ。そは此山の御神なる。まよひ此神はつあまつる  
乙護法などの多くひある。まよひ冥曲抄玉林。背振山  
の頂は龍池あり。此池水底の石面は金銘をあるは龍宮  
大城は通して佛法所持の門といふ。役優婆塞是を見て西嶺  
は於て一乗菩提法を行ひし處を金胎兩部窟と云。其跡今  
な不存て役行者と云。又昴籠窟未詳は乙天童の所為あり。又三  
國傳通記糝抄。背振ハ山名又金龍山と云。彼山寺ハ筑前  
國にあり。乙護法といふ其山は在神あり。書写御廟講私記ハ  
乙天童護法出現の靈地ハ背振の白宇津山にあり。なと見

あり。今白山権現の古跡とてあるとあり。是白宇津山な  
神童なり。又背振山縁起ハ并財天十五童子あり。乙天童  
護法ハその第十五の化身なり云々。まよひ冥曲抄ハ足利氏  
九州下向の時白旗を此神にさしげて祈願ありしこと見  
へあり。又南朝記ハ南朝天授元年三月筑紫探題今川了俊  
大内義弘筑前国世振山に陳せし時菊池肥前守松浦黨已  
下是をせむ。今川ういの士奥山井伊豆原等討死せし化と  
も菊池松浦らが軍うちまけて陳をさし。又茶湯記ハ建仁  
寺の開山十光国師。梅尾明恵上人同船して入唐しけるが  
同時は婦朝も其時茶の多ぬを持歸りて筑前国背振山に  
うゑて岩上茶といふ。上人是を梅尾に移し。まよひ宇治のう  
つまあり。玉林苑下巻ハ背振山靈驗夫海西に名隅あり。  
背振山是あり。飛龍脊をあるは龍樹権現跡をある。徳  
善大王并財天乙護法の靈場。誠々神秀の城なるの在。建立  
の昔を数ふれハ神功皇后の昔日新羅を責給ひし。祈誓

の爲は草創□一千余歳霜旧く尾の松老あり。佛法流布の  
前はさはわゆる様そめりわらきあをく山下を望めハ奇  
岩斜よそそあちて空洞深くとらきり。洞戸ハ雲閉て鳥多  
にりけくぬ山の奥高々とそひへたる。矢岳其頂ハ龍池あ  
り。水底の石の面は金の銘を顯ハせり。龍宮大城ハ通き  
る佛法所持の門とわや。役の優婆塞是をて感を荷て行  
ひハ一乘菩提の西峯是也。胎金兩部の岩室波旬の類履サ。  
獨籠の岩屋ハ乙天童の爲態とり。遙ハ石稜廻々て幽々多  
る小篠原上々進ハ國見の岳清浄結界の露地あきハ。結業  
煩惱の霧霞只一時小晴ぬハ。暫岩上ハ徘徊して閑ハ山

川叢沢を見渡せば。西ハ遙ハ松浦ハ比礼振山も程近ハ。  
曇らぬ鏡のうらあれハ。玉島川も影清ハ。猶又北嶺を望め  
ハ玉櫛首箱崎の松のことり未遠ハ。香椎の宮の杉村磯路  
を廻る鹿の島唐泊り野古の浦浪忽ハ。隔つる雲のたのり  
せばこまそろこハ。百濟までも隔てハ。あハとそあも  
ふ。すても尊ありハ。傳教弘法慈覚智證。渡唐の波を凌き  
ハ。先此勝嶺の雲をりけ。祈願の真をあさハ。むハ難行  
苦行積功累徳の行人ハ。歩を運て墨涂の衣手寒篠菴苔の  
小筵霜冴て雪の肩の明暮ハ。谷の清水を結上。峯の爪木を  
取々日。佛の道ハそ仕ハ。採草汲水拾薪設食の至以身

而作鉢座法華經を我得一事ハ薪こり。菜つゝ水汲理も思  
 知きて潔く欣求浄土の便且此靈地と志くハある一云云。  
 源家將軍の白旗を新日奉て三所の御殿を納めらる。末代  
 まての志る一もけハ有難き山なきハ山萬歳と呼はりて。  
 君を祈たてまつる。貝原翁曰 是より已下細注までも 筑  
 前国背振山ハ早良郡板屋村の西南ハあり。國中第一の高  
 山なり。神社ハ尤高處ハあり。此社ハ神功皇后三韓御征伐  
 の時祈の多色ハ立賜ひ一も一宴曲抄見ハあり。板屋村  
 より十二三町をのり登て林あり。又澗水あり。袂川 其處よ  
 り十町ハいとくさる一もき處一もて。老幼の輩ハ前なる人

よとりつき後なる人ハ腰をかき上げて登る。板屋より御社  
 まて二十三町をのりあり。御社の側ハちひさき黄楊の木  
 あり。其外木ナシ。其北ハ風穴あり。  
 り。絶頂より下ハ小篠多シ。宴曲抄ハ幽々多シ。小ざり  
 原をのりて國見嶽ハあり。あるちり。さて山上ハ  
 一て四方をうれば。筑前筑後肥前ハさうなり。肥後薩テ日  
 向豊前らの諸山も打つらありてゆ。まハ秋ハいハ  
 天氣晴朗み一て烟靄あき時ハ朝鮮国もさゆ。春月といハ  
 と曇らぬ日ハは。壹岐對馬までハさゆ。處なり。御笠郡  
 竈門山夜須郡古處山なと高一といハとも。此山上より  
 きハな不眼下ハあり。又豊前国彦山高一といハとも。な不  
 此山ハさかおよむ。毎年三月まで雪あり。極暑  
 といハとも。衣うもく一て堪難きとちらあり。神社も昔ハ  
 甚盛み一て。官司を東門寺といハ。天台宗 寺院僧坊凡て三  
 百區ありしといハ。今も諸堂鐘樓などの礎のこれハ。僧  
 坊の絶多るこけハ。昔此山なるちご油山の僧坊ハ遮迦多  
 るを。此山より一ハ。はべき由いひつら。は。り。れとも。油山

の僧徒りのちごの坊中をやりし。此山僧徒いりて油  
山又火をりけて坊中をやりし。是よりて油山僧  
徒又脊振山にせめ未多りて是をやく。此時  
より両山の僧坊ハ大なりなくあり。天正の比まで  
ハな不七十五町の神領ありしを。中納言秀秋當國の主と  
成て此神領を没収されし。因て僧徒も此處を去て祭  
亡地となりぬ。又此山の北麓ある板屋村ハ北山社とてあ  
り。是を下宮と云。神躰ハ木像ありて六軀あり。衣冠ハ男女  
の形を作り。上宮神の眷屬ありと云。山  
上社を上宮といふ。上宮の神饌を調ふる社人真名子氏ハ  
もと此山の神職して。北山社の祭祀を掌る。彼社の傍に  
あり。古ハ山上の坊にて神饌を調へり。山上衰へある  
後ハ専真名子氏の家世々相續て。上宮御饌を奉るなり。又

此山の南東門寺より五十町許又靈仙寺と云寺あり。天台宗。  
肥前國神崎郡に屬せり。彼國より寄附の寺領有し。故宮司  
知泉坊此山を下て。彼國に行て靈仙寺の多門坊に居住し  
て。國ハ異なれども路程近けれむ。山上社を撰て此社を守  
護志ありとなむ。今ハ彼國にも中宮下宮と云物あり。背布  
利社も近比に故有て。肥前國神崎郡に屬す。板屋村と云ハ  
脊振山麓高處  
に有て北面の地なむ。甚寒處なり。民家ハ軒許あり。脊振  
山にそ村間原より上る。椎原村より是まで一里半あり。其  
間椎原より真名子嶺まで坂を上る事一里あり。真名子よ  
り板屋まで下坂半里あり。是を以板屋村地の高き事を知  
るべし。云云。板屋村ハ脊振山上宮の麓にして少東あり。  
上宮下谷多し。其處又山櫻多し。又村中にも前ある山。側  
みも櫻多し。他山櫻よりハ句こまやあり。五箇山の櫻  
多し。河内方尤多しと云へとも。板屋櫻ハな不夫。又三倍七



り。板屋ハ小河より奥深く地高くして寒けきバ。櫻のさ  
く事も遅し。大い。三月中より後三日を此山の櫻のさか  
りといふ。

○飯盛神社

飯盛宮古文書云。抑筑前國早良郡平群郷飯盛三所大神宮  
者。伊弉册尊。宝滿大神。八幡大神也。文德天皇。天安二年戊寅  
五月五日寅時。天皇有夢想之事。因奉為清和天皇御願始而  
奉齋祀於飯盛岳焉。清和天皇貞觀元年己卯。勅使和氣朝臣  
清友。創立於神社。始定年中。比六度神祭。置神主奉寄神封矣。  
建立於神宮寺。置供僧。蓋中世之潤飾者也。自尔已來。為鎮護  
國家神祠。水旱疾疫及國家有事。必國司郡司詣于廣前。再拜

兩段奉幣帛祈請之。無不有神驗者。至于今。神靈嚴重。種々異  
靈不可勝言也。伏惟諾册二尊。開關之時。產生大八島及山川  
草木。其神功洪大焉。百姓至于今。被其恩賴矣。神代之化。現今  
時之盛靈。因可仰可敬哉。文永文書云。正月武射料田三段。地  
免在富御供料田一町。免一御輿修理料田一町二段。免一町。  
二。御輿修理料田一町。國免富永三。御輿修理料田一町。免在富  
長九月九日料田三町。免一町五段。一町。吉武五段。一町。一町。  
王子宫修理料田一町。富免在白非違社修理料田一町。免在富  
五段。免權非違社修理料田一町。在富永五段。免在富  
宮修理新田三町二町。○免在。一町。○本地講一町。免在。五段。

在富五段 ○ 在 〇 穢法新田一町三段半 免西五段 在曾加部八段

永在富永郷 九月八日 〇 一町 免西郷上家 九月九日 河夜

一否料二町 免九月 〇 〇 此跡免在戸 一町一段 〇 最勝

講田二町 免一町一町 内檢使奉幣新田一町 免在富永 同

仁王講一町 〇 神宮寺修理新田二町 免在富永 医王寺 〇

〇 〇 二町一町 成助 二段 名武 二段 成直 一段 云云 此處

聊さるり因て 一敷地 畠五節 供田一町 二節 別法華會田五段

〇 〇 〇 〇 田 段 月 二 四 段 八 正 月 〇 月 二 月 五 六 段 三 月 四 月 一

町 名 吉 武 定額田三町 此頭免在郷上家 舞師給田一町 免在富永 郷上家 職

章給免一町四段 免一町二段 在戸栗郷 二段 在富永郷 命婦

給田一町七段 免西四段 在戸栗郷 二段 〇 二段 在郷上家 三段 在郷上家 〇

名 一町 永在富郷 二段 名 吉 武 妙見田一段 成貞名主 九月九日 馬追

作食料田三段 藤氏氏子 正月三日 同 七日 十五日 三段 權大

官司十一月 三卜 田一段 權大官司 神官修正田一段 官師

行增長樂寺修理 并佛正料田五段 都合七十三町二段 二杖

一杖 八五尺 あり 則 散在神田六十八町七段 二杖 國衙地頭 兩

免卅五町五段 四杖 國免廿七町九段 五杖 地頭免五町一段

五杖 敷地田四町五段 〇 敷地畠一町八段 五杖 一町二段 二

杖 權大官司二段 三杖 神人政所一段 一杖 藤原氏子二杖 守

繩 檀次 三杖 二段 寺長樂 文永八年四月廿七日 官師僧判 惣檢

按丹治判政所矢田部判本司此書前後由て全切む永仁文書ニ宛  
行早良郡戸粟郷飯盛大官司職事仲原助時所右以人為彼  
職早令社務神役以下御公事任先例可令致其沙汰仍直人  
百姓等宜義知敢勿違失故以下永仁二年九月八日沙弥判  
建武文書ニ飯盛三所権現御寶前為每月千度詣新足戸粟  
郷久留名内号下ニサケ五段事右田地者當社御寶前為每月千度  
詣新田可被致丁寧御祈禱狀如件建武三年卯月十一日地  
頭御代官沙弥覺忍判大永六年七月十七日御神領坪付ニ  
一所壹町飯盛宮燈油免煙瀆真德寺一所七段大般若田作  
人真德寺一所壹町云云作正覺寺一所壹町供僧給作人油

山一所七段飯盛宮御真町さり田宗大和守殿一町の御免  
右作人野苅大聖寺云云永祿四年正月十八日飯盛宮御社  
領坪付一通其内を一所五段燈油免真德寺分さるの上一  
所三段半大般若經免同寺分行堂町一所五段浮殿免正覺  
寺抱分一所五段内盛田崇德寺抱分小柳一所五段坂上一  
盆田神宮寺抱分云云諸神根元抄ニ筑前國早良郡飯盛三  
社権現中殿伊弉册尊本地文珠左方寶滿大神本地十一面  
觀音右方八幡大神本地釈迦飯盛八伊比毛利と訓べし地  
名あり和漢三才圖會八十卷ニ筑前國飯盛神社在早良郡  
飯盛山祭神三座伊弉册尊左宝滿明神和爾雅ニ筑前國飯

盛神社在早良郡飯盛山。所祭之神三座。中殿伊弉丹尊。左寶  
滿明神。右八幡大神。見于諸神記。筑陽記七卷。早良郡飯盛  
権現宮。所祭伊弉丹尊也。并祭左寶滿右八幡。已上三座也。縁  
起畧云。當社者人皇五十六代清和天皇。天安二年戊寅。御願  
貞觀年中造立也。勅使和氣清友下向。神事祭礼執行之。年中  
之神事二十六度。就中九月九日大禊而神幸之儀式最重也。  
建神宮寺安置本尊文殊菩薩。神領於當郡平群御百三町。寄  
附之。各記録存于今。百六代後奈良院御宇及足利將軍之代  
末社領大半減之。百七代正親町院御宇。豐臣博陸秀吉公悉  
沒收之。神宝等者九國動亂之時亡失而。今所存神鏡一面。石

獅子狛犬也。祭礼九月九日。形計執行之。末社西王東王子。今  
宮若宮楠殿春日明見宮司神宮司社僧。并兩部神職相雙祠  
之。當郡之宗廟也。飯盛神社神玉文。葦嶽高祖。豐浦嶽鷲  
玉山。筑紫日向男性山彦山。雷嶽竈門山。下津濱小戸岩屋。筑  
紫日向女性嶽火見山。元禄十三年十一月棟札。本地飯盛  
山神宮寺真教院澄海。神主大藏姓青柳権之進種昌。なとあ  
り。貝原翁云。早良郡飯盛神社。同郡飯盛。吉武。四ヶ村。金武。  
田村羽根戸野方。凡て七村の惣社あり。御社ハ飯盛山下高  
岡有て夫と登る長路あり。其奥右方又あり。南又向て立見。  
岡上境地廣し。昔ハ大社ハ神領多く祠官も數多ありし。

と云、今神職の家、古文書残りて昔盛ありしを推計  
らる。古ハ年中祭祀多く、又毎月朔祭、又五節句祭、正月十日、  
騎射、二月初午祭、六月名越祓、九月九日祭、神輿渡御、今昔  
とて馬場の末は十二月初卯祭あり、今ハ多く古法廢る、  
御輿休の石あり云へとも、正月三日御饌、同十四日饗供、同十五日を去年  
備へ、粥の乾潤とカの出るとを見て、方角を指て其年穀  
の豊凶を試む。又社、南に文珠堂あり、又神宮寺あり、天台宗  
なり、又師の説、早良郡飯盛神社昔ハ神田百三拾餘町有  
し、由、文永二年の神官連判の田券あり、其後義満將軍の時  
神領を減せり、永禄年中までも猶神田數十町あり、永禄

神領の坪付も今ハあり、天正年中豊大閤悉く没收し給へ  
り、古ハ山上に上官あり、中峰に中宮有し、後光嚴帝康安  
元年辛丑、肥後國菊池武光七千餘騎、征西將軍官を奉  
じ、博多に來ありて將軍方の城々を責む、上松浦下松浦、一  
黨神田、田平、畑草野、筑前の原田、吉井、福井、深江、波多江、小金  
丸、等五千餘騎、飯盛岳上官地を城に構へて、菊池が後を遮  
り、遂に菊池方城、越前守に落されたる事、太平記、九石軍記  
等に見へあり、其後天正年中にも、原田より城を構へ  
て、大友方と戦ひ、此時より上官を廢し、又神寶  
も散失せり、今残る所の鏡一面、唐石狗犬二口、又石玉あり、

神祿ハ金銅公卿宮女形都合十一祿あり。古文書多く散失して。今僅々古の神宮青柳氏家ニ傳ハキ。文永文明嘉祿永祿の神領田券の類四通。永仁年中の大官司補任一通。建武年中寄附狀一通。足利直冬少貳頼尚尊氏郷ニ叛キ。日因テ一色左京大夫入道道猷を九州の三奉行として下さる。時の永和二年の寄附狀あり。飯盛山ニ陳取をへき由載られぬ。同國元岡兵衛次郎ノ跡地頭職を當社ニ寄らる。となり。此餘ハ文書散失して傳ハキ。道猷ハ一色宮内卿阿闍梨公源ガ嫡子として。九易三奉行の一人あり。此前年觀應二年一色道猷豊後国日田郡大原ハ幡ノ祈願を篋し時の寄進狀書体文章聊モカマラシキ。是と同物也。又昔神宮青柳氏ハ古より平群郷司

職として兼て飯盛神社の大官職を務む。其先ハ壬生氏あり。土御門帝義元年中。早良郡得永御領の田所職ニ補せらる。由の實朝將軍下文あり。又一通平群郷田所職を補せらる。由の下文あり。義元の下文ありハ古く見ゆ。其後れど年号の處切てなきハ。其後怡土郡原田氏弟を養子として青柳家を継ぐ。是を青柳次郎重種と云。是より實家の威勢あるニ依テ専大藏氏と称す。天正年中龍造寺隆信早良郡荒平城主ハ田部民部少輔を攻し時原田ガ幕下ニ屬して荒平の先登せし由。九易軍記にも見へぬ。其後荒平城代として國士曲淵真奈子等と三人ふて彼城を守る。龍造寺より修行越前守を添ら

せあり。

○壹岐神社

文書云山門庄往松原大宮司知行之内寺社免之計可任先  
 例御委細者大善亮又申付候上者諸給人不可有違儀候仍  
 如件嘉吉二年七月廿一日大宮司宛行道洗判とあり此文  
 書今日早良郡あり應神天皇紀云九年四月遣武内宿祢  
 於筑紫以監百姓時武内宿祢弟甘美内宿祢欲廢兄即讒言  
 于天皇云云於是有一壹伎直真根子者其為人能似武内宿祢  
 之形獨惜武内無罪而空死云云今我代大臣而死之以明大  
 臣之丹心則伏劔自死焉宗祇筑紫紀行云九月廿七日生松原一と云云やがて彼松原に至る

云云引入て社あり御神ハ熊野ハてたさ一ハとある社  
 のめぐりぬ古木ありハわくたちて木下ハ茅原あり云  
 云社壇の右の方大なる松の志ハありさて神社啓蒙七  
 卷云壹伎社在筑前國那珂郡壹伎地所祭之神一座壹伎直  
 真根子日本紀云云和漢三才圖會八十卷云筑前國壹岐神  
 社在早良郡生松原中或為那珂郡祭神一座壹岐直真根子相殿一座  
熊野權現和爾雅云筑前國壹岐神社在早良郡生松原之中所祭  
 之神一座壹岐直真根子相殿有熊野權現香椎官神官系因  
壹岐直真根子女豐子姫生平群紀都久宿祢云云貝原翁云  
又織幡神社神官入江氏ト真根子子孫なりト云生神社早良郡山門村生松原あり松原半より少東の方  
 大道より南一町半許あり御社ハ北に向て立り拜殿の

側は御馬取御鞍石なと云々のあり。又國主繼高朝臣の立  
給へる石鳥居あり。又云。此神ハ神功皇后三韓御征伐の時  
御とも仕奉りし神ありをとりて其吉  
礼を思ひて豊臣関白異国退治の時も此神ハ祈願有  
と云。又生社と逆松との間ハ秀吉公の休給ひし茶屋のあ  
り。又師説ハ生神社ハ壹伎直を祭る。是本社なり。貞觀年  
中紀州熊野の比丘尼熊野三所の神を奉り來りて始て  
生濱まつく其三所を十六町新宮大明神と當社と。脇山三  
所権現と三所ハ祠る。然るより當社を熊野権現との  
云々。此社の縁起ハ下山門村百姓青木氏の家ニあり。即壹  
伎直の神孫の由にて代々此家より奉仕を。近年松花山西  
光寺より奉祠をるなり。彼青木家ハ古文書多く傳り

あるが。近年多くハ散失せり。其内ハ逆松を守護をべき由  
の探題の文書青木氏ハ當りあるが有しを。夫も近年紛失  
せり。此家ハ舊家あり。宅内ハ神功皇后の祠あり。又姪濱ハ  
猫天神社あり。此地真根子の自殺せしれし處の由云傳へ  
多り。大石の平なるあり。是ハ座せしと云。猫天神ハ真  
根子天神あるへし。又云。熊野の比丘尼の事ハ郡中處々ハ  
傳説あり。脇山ハ尼の墓あり。神ハ祠り  
あるとあり。此尼ハいふ人なりしや。機工ありて山  
水を引て釣桶を構へ。山野を墾闢して大ハ土田を作る。今  
其溝有て彼村の百姓今ハ其賜をうく。殿山あり。横山三  
所権現と云。近世宗像三神の由いへども。志あり。熊野三  
所あり。古来より奉仕の百姓あり。十六町の新宮大明神の  
神官と共ハ形氏あり。服山の神官今ハ鳥飼ハ幡の神官  
平山氏  
なり。



○十二所権現社

文書此間度々美候十二所権現社領之事。鎮元江申候處  
證文明白候條。此上者兎角不及申之由被仰候條。任先々旨  
祭等其例堅固。可被相調候。再見參可申恐々謹言。八月十二  
日。宗あ青木左馬助殿とあり。宗あハ小田部長又一生世松  
原十二所権現諸免田之儀。任先代之旨。不可有相違候。尤御  
祭礼之儀無油断。可被行事專一候。仍如件。天正九年辛巳三  
月十七日。神代對馬守利昌花押。同彈正忠家利花押。青木左馬助  
殿とあり。按ちるハ十二所権現とあるハ熊野権現  
の事ハてちふハち生神社同殿の神あり。

○住吉神社

文書。早良郡姪濱惣廟住吉宮之内。若宮八幡宮大菩薩燈  
油田貳段之内。壹段者惣巫給之事。任往昔由緒知行不可有  
相違之状如件。大永三年二月一日。殿上宮内大夫との右  
衛門佐花押とあり。此文書、写殿上家  
持傳へあり。住吉社ハ姪濱村の産沙  
神あり。官道の傍ありて南又向へり。神殿幣殿拜殿石鳥  
居あり。神官殿上若狹守是又奉仕を。祭礼ハハ  
○白非違社  
飯盛神社文永八年。文書。白非違社修理料田一町在富永郷。五段西  
とあり。白非違ハ波久比為と訓す。此社今ハ詳なる。按重  
るハ。此伊郷又マハ神ハて負せある名ハ。伊と違ハ同合  
のあハいあハきハとハ。中古字音のハハハある時のハありハひハ。

まはりのくも  
あけらるや

○姪濱若宮神社

文書に筑前國姪濱若宮油田貳段事任前々筋目還付候無  
相違有知行社納等之儀堅固可被勤候者也仍為後日一筆  
如件永正十六十二月十日姪濱所務代水勝判殿上宮内太  
夫殿とあり此文書ハ姪濱社  
家ニ持傳ヘアリ若宮八幡宮ハ祭神宇佐同  
大永文書に姪濱住吉宮の内若宮八幡宮云々とあり神  
官殿上若狹守是に奉仕也

○權非違社

飯盛神社文書文書に權非違社修理料田一町在富永郷  
金武名五段

兩五段國とあり權非違ハ碁牟比為と訓へまう御名の義  
白非違權非違共ニ心得のしそし志ひていそ檢非違  
使あとの意りて祭まう神あてもあらびう本社式衰へて  
後此等社も廢まらるるなるよし

○十六天神社

文書に當所十六天神云云此處  
不詳今ハ鳥飼新五郎方致奔走  
已後重而勸請申候する時ハ從其方可有御奔走候少も相  
違之儀有間敷候何様申定候共若其方御違候する時ハ彼  
一筆入まら候一代のちり申定一筆如件文明十六年  
甲辰十一月廿六日鹿原兵庫助姪濱殿是も  
姪濱

殿上家あり又一通。野方村之内天神免とらう。やう田壹段之事。前々任筋目天上与太郎方可被相抱候由候。尤可然候月別三度のらる。被相著住右自今已後可被相抱候。万一無沙汰清酌之儀候者筋目之儀候得共別仁可申付候。且者家きあうのため立置候免之事候間別而可有馳支肝要候。仍一筆如件。永正十四年ひのとのうし正月廿日。天上与太郎殿。武藤主税助長信花とあうも同神あるら。いま考へず。

○光行宮

文書。光行の御宮之事。本之天上知行の在所。今此間。殿御持候。雖然いち殿一代。殿知行可有候一代す。

御宮同たんあん事子子孫々てん志やう殿御知行可有候いらん申方あるま。く候仍為後日一筆之状如件。明應五年丙辰十月五日。柴田勘解由直氏てん志やう殿渡状とあり。是も殿上家は傳われり。行光御宮とある。何處の神をさして云る。まやいま考へず。

○西宮

飯盛神社文書。西宮修理料田三町二町西免とあり。西宮ハ。尔志乃美也。之訓ハ。是も今詳あり。撰津國なる西宮神を祭るとあり。又や。是ハ延喜式。菟原郡大國主西神社とあり。社あり。大國主神を祭る。世俗西宮のえびすと云社あり。

○興蓮寺

志广郡寿福寺、文書に早良郡姪濱之内真蓮寺分之事可預  
遣候先以令存知當務寺調專一候恐々謹言。八月六日。寿福  
寺鑑續判とあり。姪濱の真蓮いよ考へず。此文書より真  
徳寺をあやまるべし。あはざるみや。このつぎねてらる  
くかむかふべし。

○<sup>飯盛</sup>王子宮

飯盛神社文永文書に王子宮修理料田一町両免在とあり。  
又同社縁起に飯盛権現末社西王子東王子云々ともあり。  
されを東西両社ありなるべし。今ハ総て詳あり。其  
○<sup>飯盛</sup>妙見社

飯盛神社文永文書に妙見田一段成貞とあり。同社縁起に  
末社云々春日妙見とあり。此社も今ハ詳ならず。下  
に引出ある早良郡四ヶ村の妙見大菩薩とある社此神を  
いへるもてあはむ。あはるに考へ得されをさぐ二處  
より出して後日考をまつ。なむ。<sup>妙見社ハ北斗星靈を祭る</sup>  
春日社もいま思ひえず。

○<sup>庄</sup>天神社

宗祇筑紫紀行に明色を廿九日生松原へと皆同行させし  
て立出侍る小大ある川を打つて見送を右に一群の林  
ありきなち聖廟御社あり。法施ありせ。それより銘濱

とて塩屋多く處のさるもきびしけあるを過て云云とあり  
姪濱殿上氏古文書に言上早良郡庄村祝言弥五郎一庄  
村祝言姪濱弥五郎同梅林弥十郎此兩人昔より取行申候  
所は弥十郎祝言役儀より身上あり不申候とて明石  
殿へ奉公は罷出祝言役壹人は罷成候間隆景様之御代は  
鶉飼新右衛門殿申上候へば弥十郎懸落申上は弥五郎一  
人は庄村の祝言役の儀可仕候由被成御意于今無異儀弥  
五郎祝言役持候所は此比何国より罷出庄村の祝言役儀  
可仕由弥十郎申候て致迷惑候右之趣有様被聞召分被下  
候の可置候若相違於申上は可被成御成敗候其時之

于細申上間敷候仍状如件慶長二年十月三日御奉行様祝  
言弥五郎貝原翁云早良郡庄村天神社ハ村翁の傳説ハ管  
公左遷の時先此處に著給ひぬ其折ふは法淨寺と云真言  
寺ハ一宿し給ふ此寺昔ハ今天神社西方にありし今ハあり是は依て後世  
管公の御社を建ありと云わする由ある處ある故此浮  
て焼ある塩を昔より今に至るまで八月太宰府天神祭礼  
の時神厨は捧ぐ此御社事筑紫紀行にも記せり又云庄村の西端に  
竹林あり其中は石佛あり村民是を岩木判官正氏が墓所  
ありと云て甚なる此正氏ハ奥岳の国主の由児女の物  
語に云傳へたり

○妙見大菩薩社

文書に圓覺寺被仰候事令言上候一五ヶ村名主百姓之所  
へ御定之辻之事罷山一卷之事五ヶ村分外切へ切之  
由御郡主遠田石見守兼常一通受取度候宮跡之趣者明白  
云云此處文を省く一因掃部頭方之非道之儀第一山神明  
妙見大菩薩而御座候御官所ことごとく切拂宜材木者諸人  
御うて皆切盡剃御社用木者於社内すみり目を拵せ  
炭をやくせり候御官も悉御滅却被成候其上田代も水  
足りせ申故ヶ様之非道者いかにと存候何御家人一人御  
見分被遣候而様子を得と見させ御分別可被成候輒御所  
務も可相調候恐々謹言天文三年三月二日家光式部丞殿

四ヶ村同心とあり。此文書今も早良郡に傳りしり。此社早良郡四ヶ村の

内日ありべし。いま考へず。龍山田覺寺の事ハ次巻に引出てり。

○正覺寺

永祿四年正月十八日飯盛宮御社領坪付帳に一所五段浮  
殿免正覺寺抱分とあり。正覺寺の事いま考へず。

○崇徳寺

同帳に一所五段内威田崇徳寺抱分とあり。崇徳寺の事い  
ま考へず。

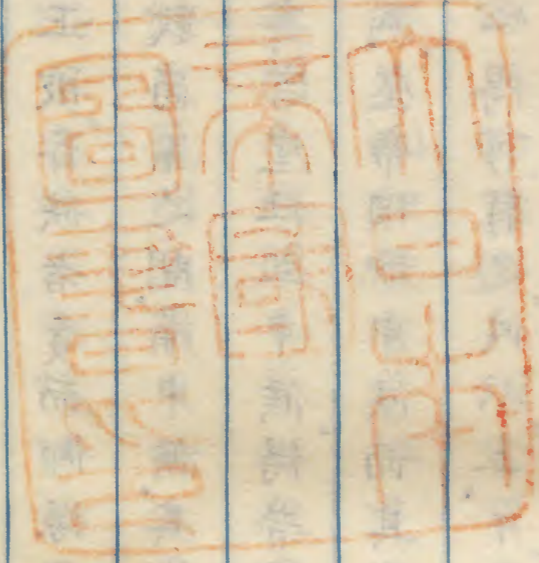
○老松社

東入部村傳來舊記に一早良郡東入部村老松宮御知行之

事。往古内裡御領之時為御立願對天滿宮日別御供米御社  
納候。為其代官我等先祖樋口和泉守從京都被差下候。至于  
今為庄司在庄候。加官等事。先祖者從京都被下候。其已後從  
社家相補事候。又從武家被相補事候。其時之御社領。東入部  
西入部。浦郷。大塚。古賀。本城之内。四拾町八段。為御供田領。知  
候。其比和泉守當社建立被致候。本社三間四面檜皮葺舞殿  
壹間半。貳間瓦葺。拜殿貳間半。五間瓦葺。其外末社鐘築堂。御  
供屋籠門。鳥居。及橋。迄建立仕候。其後肥前自荒平城責崩當  
地。下宮社不殘。燒拂候。而樋口伊豆守。只今有之。宝殿等一手  
而建立被仕候。其外末社鐘築堂。至迄止存候。得共大閣御代

之時惣而之社領被召上候。付不及自力。其後先祖樋口修理  
正被存候者。責而御縁日。一箇月一日御供三寸備申度旨。而  
數箇年之間。備申候。其後樋口平左衛門代之時。我々一家打  
寄宮座仕立申候。得者當村中。又者西入部村。自加利申候云  
云。座席相極申候。而其座々々名跡。書付札打申候。條何茂其  
心得可有之候。以上。于七月廿五日。宮座衆中。東入部村神主  
樋口治六とあり。  
安樂寺御領目小早良郡之内。入部八拾町  
付内野村とあり。此古文書と符合せり。

太宰管内志筑前之五



Vertical columns of text in seal script, including the characters '筑前' (Tsukumi) and '志' (Shi), which are part of the title 'Taizai Naikanshi Tsukumi-shi'.





